

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六(二)

令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書							
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	区 分	国外所得対応分	①のうち非課税所得分	
当期の法人税額の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五)の「5」③-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	25	円	円
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		納付した控除対象外国法人 税額	26		
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不算入額	27		
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損 金の損金算入額	5		貸倒引当金の戻入額	28		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	6			29		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	7			30		
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	8			31		
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	9			32		
	計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10			33		
	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11			34		
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47の①)	12			35		
	(11)+(12) (マイナスの場合は0)	13			小 計	36	
	非課税国外所得の金額 (47の②)+別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	14			貸倒引当金の繰入額	37	
	(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15				38	
	(10) × 90%	16				39	
	調整国外所得金額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17				40	
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18				41	
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額)	19				42	
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	20				43	
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	21				44	
	((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控 除額	22				45	
	法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23				小 計	46
	当期に控除できる金額 (22)+(23)	24			計 (25)+(36)-(46)	47	

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	48	円	地方法人税控除限度額 (52) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	53	円
法人税の控除限度額 (18)	49		地方法第12条第1項により控除できる金額 (50)と(53)のうち少ない金額)	54	
差引控除対象外国法人税額 (48)-(49)	50		(54)又は当初申告税額控除額	55	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	51	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	56	
地方法人税額の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の「5」③) + (別表十七 (三)の六「1」) - (51))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	52		外国税額の控除額 (55)+(56)	57	